

# 公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する 規則

平成21年3月31日

宮城県規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)の規定に基づき、公立大学法人宮城大学(以下「法人」という。)の業務運営並びに財務及び会計について必要な事項を定めるものとする。

(監査報告の作成)

第2条 法第13条第4項の規定により規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員(監事を除く。この号及び第四号において同じ。)は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。
  - イ 法人の役員及び職員
  - ロ その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者
- 二 前号の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
- 三 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。
- 四 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - イ 監事の監査の方法及びその内容
  - ロ 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
  - ハ 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
  - ニ 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
  - ホ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
  - ヘ 監査報告を作成した日

(監事の調査対象書類)

第3条 法第13条第6項第2号の規則で定める書類は、この規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。

(業務方法書の記載事項)

第4条 法第22条第2項の規定により規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 業務運営に関する基本方針
- 二 業務委託の基準
- 三 競争入札その他契約に関する基本的な事項

四 その他法人の業務の執行に関し必要な事項

(料金の上限の認可の申請)

第5条 法人は、法第23条第1項の規定による認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 料金の種類及び上限
- 二 料金の上限の額の設定の根拠
- 三 料金の上限の範囲内において現実に徴収しようとする料金の額
- 四 料金の上限を変更しようとする場合にあっては、その理由

(中期計画の認可の申請)

第6条 法人は、法第26条第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、同項の中期計画（以下「中期計画」という。）の期間の最初の事業年度の開始の日の30日前までに、申請書に当該中期計画を添えて知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、当該変更の内容及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(中期計画に定める事項)

第7条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第四十条第四項の承認を受けた金額の用途
- 二 人事計画に関する事項
- 三 施設整備計画に関する事項
- 四 その他法人の業務運営に関し必要な事項

(年度計画)

第8条 法第27条第1項の年度計画においては、中期計画において定められた事項のうち当該事業年度において実施すべき事項を定めなければならない。

2 法人は、前項の年度計画を変更したときは、当該変更の内容及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(財務諸表)

第9条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成16年総務省告示第221号。以下「会計基準」という。)に定めるキャッシュ・フロー計算書並びに行政サービス実施コスト計算書とする。

(事業報告書の作成)

第10条 法第34条第2項の事業報告書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法人に関する基礎的な情報
  - イ 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、組織図その他の法人の概要
  - ロ 事務所(従たる事務所を含む。)の所在地
  - ハ 資本金の額(前事業年度末からの増減を含む。)
  - ニ 在学する学生の数
  - ホ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

## 第0編総則 業務運営等に関する規則

- へ 常勤職員の数(前事業年度末からの増減を含む。)及び平均年齢並びに法人への出向者の数
- ト 非常勤職員の数
- 二 財務諸表の要約
- 三 財務情報
  - イ 財務諸表に記載された事項の概要
  - ロ 重要な施設等の整備等の状況
  - ハ 予算及び決算の概要
- 四 事業に関する説明
  - イ 財源の内訳
  - ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明
- 五 その他事業に関する事項

(財務諸表等の閲覧の期間)

第11条 法第34条第4項の規則で定める期間は、6年とする。

(会計監査報告の作成)

第12条 法第35条第1項の規定により規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
  - イ 法人の役員(監事を除く。)及び職員
  - ロ その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者
- 二 会計監査人は、法第三十四条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。
  - イ 会計監査人の監査の方法及びその内容
  - ロ 財務諸表(利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。)が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次の(1)から(3)までに掲げる意見の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める事項
    - (1) 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨
    - (2) 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項
    - (3) 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由
  - ハ ロの意見がないときは、その旨及びその理由
  - ニ 追記情報
  - ホ イからニまでに掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に関して必要な報告
- へ 会計監査報告を作成した日

## 第0編総則 業務運営等に関する規則

三 前号ニに規定する追記情報とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

- イ 正当な理由による会計方針の変更
- ロ 重要な偶発事象
- ハ 重要な後発事象

(剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認の申請)

第13条 法人は、法第40条第3項の規定による承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 承認を受けようとする額
  - 二 前号の額を充てようとする剰余金の使途
- 2 前項の申請書には、法第40条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める書類を添えなければならない。

(積立金の処分に係る承認の申請)

第14条 法人は、法第40条第4項の規定による承認を受けようとするときは、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 承認を受けようとする金額
  - 二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容
- 2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める書類を添えなければならない。

(納付金の納付の手続)

第15条 法人は、法第40条第5項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添えて、知事が別に定める日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第一項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 前項の納付金は、知事が別に定める日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

第16条 法人は、法第41条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 借入れ又は借換えを必要とする理由
- 二 短期借入金の額
- 三 借入先
- 四 短期借入金の利率
- 五 短期借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 その他知事が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第17条 法人は、法第44条第1項の規定による認可を受けようとするときは、次の各号に掲げ

## 第0編総則 業務運営等に関する規則

る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 譲渡し、又は担保に供しようとする財産の内容
- 二 譲渡し、又は担保に供しようとする財産の予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額）
- 三 譲渡の対価、担保の提供に係る債権の価額その他の取引条件
- 四 譲渡又は担保の提供の方法
- 五 譲渡又は担保の提供をしても法人の業務の運営に支障がないと認める理由

（県の出資に係る土地及び建物の譲渡等に関する協議）

第18条 法人は、県の出資に係る土地及び建物の全部又は一部(公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法第44条第1項の条例で定める重要な財産を定める条例（平成20年宮城県条例第73号）及び公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産を定める条例（平成26年宮城県条例第11号）に規定する財産を除く。）を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。第18条 法人は、県の出資に係る土地及び建物の全部又は一部を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 前項の協議は、次の各号に掲げる事項を記載した文書でなければならない。

- 一 譲渡し、又は担保に供しようとする土地の所在、地番、地目及び地積又は建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- 二 譲渡し、又は担保に供しようとする土地又は建物の適正な見積価額

（特定償却資産の指定）

第19条 知事は、法人が業務のために取得しようとしている償却資産についてその減価に対応する収益を得ることが見込まれないと認められる場合には、当該償却資産を特定償却資産(会計基準第1章第11節第85の規定により、減価償却相当額を損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額する償却資産をいう。)として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、法人が償却資産を取得するまでの間に限り行うことができるものとする。

（特定除去費用等の指定）

第20条 知事は、法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等（会計基準第1章第11節第88に規定する除去費用等をいう。）について当該除去費用等に対応する収益を得ることが見込まれないと認められる場合には、当該除去費用等を特定除去費用等（同節第88の規定により、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額する除去費用等をいう。）として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、法人が資産除去債務を負債として計上するまでの間に限り行うことができるものとする。

（奨学を目的とする寄附金の受納）

第21条 法人は、奨学を目的とする寄附金（以下「奨学寄附金」という。）を歳入として受け入れるものとする。ただし、次に掲げる条件以外の条件が付されているものは、知事の承認を受けたものを除き、受け入れることはできない。

- 一 学術研究を指定すること。
- 二 貸与し、又は給与する学生の範囲を定めること。

## 第0編総則 業務運営等に関する規則

- 三 奨学寄附金によって研究した結果の簡単な報告を行うこと。
  - 四 奨学寄附金に係る収支決算の概要を提出すること。
  - 五 奨学寄附金の寄附の目的が完了したときは、その残額は返還すること。
- 2 法人は、前項の寄附金を受納したときは、各事業年度における当該寄附金の目的、使途状況等を明らかにした書類を、当該事業年度の次の事業年度の6月30日までに、知事に提出しなければならない。

(内部組織)

第22条 法第56条の2第1号に規定する離職前5年間に在職していた法人の内部組織として規則で定めるものは、現に存する学長の直近下位の内部組織として次に掲げるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前5年間に在職していたものとする。

- 一 副理事長
- 二 理事
- 三 監事
- 四 宮城大学

- 2 直近7年間に存し、又は存していた前項各号に掲げる内部組織であって再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を他の現内部組織で行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(管理又は監督の地位)

第23条 法第56条の2第2号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、法人の教育研究上の重要な組織の長、法人の職員給与の支給基準に基づき管理職手当の支給を受ける地位又はこれらに準ずる地位として法人が定めるものとする。

(各事業年度に係る業務の実績等の報告)

第24条 法第78条の2第2項に規定する報告書には、次の各号に掲げる報告書の区分に応じ、当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

- 一 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
- 二 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 法人の成立後最初の中期計画については、第4条第1項中「同項の中期計画（以下「中期計画」という。）の期間の最初の事業年度の開始の日の30日前までに」とあるのは、「法人の成立後遅滞なく」とする。
- 3 法第66条の規定により法人が承継した権利に係る財産のうち償却資産については、この規則の施行の日に、第18条第1項の規定による指定があったものとみなす。

附 則（平成25年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 第0編総則 業務運営等に関する規則

附 則（平成26年規則第12号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第8号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第三九号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。